

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和3年6月11日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和3年6月11日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	金 子 恵	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二	委 員	吉 岡 清 彦

欠席委員

な し

出席委員外議員

議 長	山 口 憲一郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	---------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議事課長	青 田 浩 二
係 長	江 口 美和子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 長与町議会災害対応要綱について
- (2) その他

開 会 9時29分

閉 会 15時34分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の議会運営委員会を開会いたします。初めに今日の議題を先に申し上げておきたいと思うんですが、1つは、今もありましたように長与町議会災害等対策会議設置要綱について、梅雨期が来ておりますので早急に結末をつけたいということで、できれば今日、完成を見たいというふうに思っております。それから既に実践もしてまいっておりますが、予算決算の分割付託に伴う本会議における審査について確認をすることといたします。それからもう1つは、議会運営委員会の審議事項を、一番最初のときに私の方でメモとして10項目ぐらい書いたのを差し上げておりますが、意見が出ておまして、今後の審議をする順序を決めたらどうでしょうという意見がありましたので、その辺りをちょっと触っていききたいと、以上3点を今日の議題としたいと思っております。資料が無いものについては、のちに配る物もございますので、御了解いただきたいと思います。

それでは早速、第1点目の長与町議会災害対策会議等設置要綱を議題といたします。

若干経過を申し上げます。去る令和2年7月17日の全員協議会で、改正長与町議会災害対策設置要綱、先程別紙で配布をしました最終案を配布して、7月30日までに各議員より意見を求めたところです。その結果、7月24日付で金子議員より別紙配布のとおり意見書が提出をされました。当時は、議会運営委員会では予算決算の審査方法につきましての議論に終始をし、この災害対策要綱の設置の審議については審議に至ることができなかったという経過を踏まえて、本日まで最終結末を、意見の反映をどうするのかという結論が出ておりませんでしたので、今日そういうことで結論を出していきたいと。したがってその後1年間を経過しようとしていますので、災害発生の時期も到来しておりますので、早急にこの件の結論を得て議会としての対応を明らかにしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げたいと思います。

それでは先程申し上げますように金子委員から提案があつておりましたものについて、最初に説明を金子委員に求めていきたいと思っております。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

皆さん改めましておはようございます。昨年7月24日、約1年ぐらい前に私がこういう意見を出したということ、実は覚えていなかったんですが改めて議会運営委員会の会議録を確認させていただいて、この当時、大津市議会のBCPに関して大津市議会の清水事務局長を講師にしたリモートの会議にちょうど出席をしていたさなかだったので、これを思いついたのかなと思ったのですが、確かに長与町議会災害等対策会議設置要綱、これは要綱で、取りあえずマニュアル、フロー図が付けられてはいたんですが、この要綱がまず大枠であることで、その詳細に関して、じゃあどういふときに誰がどのようにという5W1Hが表されていないので、この大津市議会のようなBCPに作り

変えるというのは大変な作業になるので、このフロー図に合わせて行動マニュアルを付けてはどうかという事で、秦野市の方に前の議運の皆さんが視察に行っておられて、その秦野市を検索しましたところ、今日の資料の6枚目にある秦野市の行動マニュアル概要版というのが出てきました。ここには2段目の正副議長、指名職員参集というところで震度6弱以上とか、そういうふうに災害をある程度想定をされておりますけれども、本町ではまだその対象とする災害を決めていないというので「対象とする災害時」ということにして作り直したものです。下から3段目、発生時期に応じた行動基準ってというのは、私が提案をしたときの理由に戻るんですけども、この3つ、対策会議からの参集指示に速やかに対応できるよう連絡体制を常時確保ですとか、任務に優先的に当たる、会議中に発生した場合の想定、こういうものはある程度必要だろうということで、たまたま清水事務局長の話の中でありましたので、このように提案をさせていただきましたが、この発生時期に応じた行動基準ってというのが最後にお配りしました大津市議会のBCP、業務継続計画、これ90ページぐらいのものなんですけど、この14ページから引用をさせていただいて表にまとめたところです。私がいろいろ説明をするよりもまず読んでいただいていると思うので、おおよその私の考え方というのは伝わると思うんですけど、その後の協議がどのようになるかは分かりませんが、要領に持っていけない以上は行動マニュアルをしっかりと作成して、いざというときに実効性のある、どうせ作るのであれば実効性のある要綱、要綱プラスの部分というのを確定していただいたら良いんじゃないかと思うところでの提案でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは今、説明が終わりましたけれども、若干休憩を取って資料をよく見ていただきながら、また対比をしていただきながら、知識を深めてから議論に入ったらどうかと思います。いいでしょうか。

10時40分まで休憩します。

（休憩 10時27分～10時40分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

現在、災害対策要綱を議題として、意見が出ました金子委員の説明を受けているんですけども、別紙のように長与町議会災害時等行動マニュアル案ということで一覧表にまとめて提案がなされておりますので、これについて字句の訂正等がまとめれば、これを追加したらどうかということで御検討いただくことになるわけですけども、何かこの表に対して、いろいろ休憩時間にも出ておりましたけども、秦野市を参考にしたりしておりますが、それからいけば字句が若干5、6か所訂正をしないといけない部分がありますけども、それ以外のものについて、何か皆さん方から御意見ございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

金子委員から出されている長与町議会災害時等行動マニュアル案という内容ですけど、冒頭説明をいただきました大津市の対策等々も含めて盛り込んだ中身になってるということで、この部分についてどう判断するかというところをまず確認していただきたいと。字句の問題はもうこういう形で、この部分も表として災害対策要綱の1つとするというところを確認しないと、字句の訂正から始まると、また私はこんがらがらんじやないかなというふうに思いますんで、この部分をやっぱり盛り込むかというふうなところの判断からまず入ってもらって、字句は後程訂正するような形でお願いしたいと。私としては十分これを盛り込んで構わないんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

この一覧表を河野委員は入れても良いんじゃないかというような御意見なんですが、全体的に見て追加について、ほかの方の御意見はどうでしょうか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

金子委員が秦野市と大津市を参考にしてマニュアル案を作っておられます。これに対しては私も特別に意見はありません。これをするためには今度は逆に、要綱の方になかなか詳細には言葉は入れられないと思うので細則か、実施要綱か、何かそういうのを別で作って、今度はマニュアル案に沿っていくような形をするために、だから要綱をあまり触るんじゃなくして、実施要綱あるいは細則なんかを別紙で作っていった方がいいと思います。そうしないと要綱はあまり触れません。大きな言葉だけ変えるようにして。堤委員もおっしゃってた、分かりやすくするためには長与町災害対策等を入れるか、そういうところを検討してもらって、あとの中身については細則なんかができれば分かりやすいと思いますので、それで良いんじゃないかと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

金子委員から提案された部分を盛り込むか、盛り込まないかという部分で言えば、盛り込んだ方が良く、まずこれからいった方が良くないかというふうに思います。ただ、補足的に言わせてもらおうと、まず7月24日に3点がやっぱり必要じゃないかということで、それを具体化したものがマニュアル案のこの表だと思うんですが、3つの提案のうち最上段の連絡体制を常時確保しておくという部分が、この表の中では、私見られなかったの、そこを盛り込むということを検討、文言はあとで結構ですけども、そこを入れた方が良くないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

金子委員の案をここに盛り込むことについては賛成なんですけど、ただ時系列的に見て、災害が発生したときからずっと下に対応が下っていったんですけども、実際の現状の対応とどうなのかなと、実際できるのか、できないのかというような確認をしながら決定をされた方が良くないかなと思って。例えば2行目の正副議長の指名職員の参集のところで、対象とする災害時または町本部設置時の事務局に参集することで、こういう書き方にすると、例えば町本部が設置されたときには、必ず議長、副議長は議会事務局の方に来てないといけないというような、限定されるようなことになりますので、現状どうなのかということと、そこまで町の本部というのは、かなり見込みで設置される場合がありますので、警報とかによって。だから、こういう書き方になるとあまりにも回数も増えてくるんじゃないのかなというようなこともありますし、だからこの書き方でいいのか、そういう議論をしていただければというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

特別に委員外議員の発言を認めます。

西岡議員。

○議員（西岡克之議員）

今、浦川委員が言われたように夏の大雨のときとか、しょっちゅう対策本部を作るので、我々はしょっちゅう対策本部の出るたびに行かなきゃいけないということもあるし、もうちょっと精査をしていただきたいと思います。それとそもそも論で申し上げますと、元々作った町の災害対策本部設置要領は堤委員も一緒に取手市に行ったときに議決ができないということがあったので、それをどうするかという形で作り上がったので、今のこの金子委員が作られたマニュアル案では、先程吉岡委員もちょっと触れましたが、対象災害発生時に速やかに地震や家族の安全確保を行った上で、被災者がいる場合には、その救出救護を行うということなんですけど、それをしていたらみんなが寄れなくなって、議決とか会議ができなくなる場合があるんです。そこもよく判断していただきたいというのと、先程吉岡委員が言われたのと重複しますが、これをするには災害対策会議の所掌事務というところをかなり作り変えなければならないというふうに思います。よろしかったらそこら辺も頭に置いていただければというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

皆さんからいろいろ私が作った適当なマニュアルで御意見をいただいておりますけれども、適当に作ったわけではなくて、あくまで案として提出させていただきましたので、こちらの中で修正が可能な部分、必要な部分というのは、今後皆さんの御意見の中で変えていけばいいだけで、大枠の行動マニュアルというので提案をさせていただいたと。

議決云々というのは確かに必要かもしれませんが、それを含めた対象とする災害というのがどういうものなのかというのを決めていただければいいのかなと思いますし、確かに町の本部は設置が年間通してもかなりありますので、その都度っていうところは私も考えたんですが、秦野市のをそのまま持ってきているのでこういうふうな表現をさせていただきましたが、そこはレベル4とか、5になったとか、そういうふうに決めていただければ対応ができるのかなと。そこも大切なんですけれども、先程堤委員がおっしゃった連絡体制を常時確保っていうところ、これはよく自治会などに自主防の連絡網があるんですけど、そういうふうな感じで、例えば事務局が議長と副議長に連絡をする。そしたらこのお二方が誰に連絡する。その次が誰に連絡するみたいな連絡網っていうところで、それはもう自分が誰に連絡をするっていうところを決めていただけたら簡単って言うか、可能なんじゃないかなというところがあって、それも気にしつつこの程度のものになってしまったというところはあるんですが、この行動マニュアルの一番の目的というのが、参集するということも大事なんですけど、災害時にどのように皆さんが行動されるのかっていうのを、ただ文面にしてるようなもので、この文面があれば大体分かるのかなというのがあるって作らせていただいたところです。だから、これが例えばフロー図とか、そういうものに網羅されているのであれば、この案はどちらでも、3枚目として付けていただく、いただかないは、もう皆さんの御判断にお任せをしたいと思いますけれども、作った私の考え方としてはそういうものでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

事務局に尋ねますけども、町の設置要綱の第6条に「その他必要な事項は議長が別に定める」となってますけども、いろんな細かいことがあると思います。だから今、細則みたいなもので、別に定める何かもう出来上がってるかどうか、そこをお尋ねします。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

細則等については、今現在、作成しておりません。

○委員長（岩永政則委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

別に定めるというのが、それを含めて何も無いということですか、再度お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

吉岡委員のおっしゃるとおり、まだ作成しておりません。

○委員長（岩永政則委員）

皆さん方の意見としては、これを入れた方が良いんじゃないかという大勢の意見があるということを確認したいと思います。そういうことで中身については今一度精査をしていく必要があろうと思いますので、例えば今、副委員長から出ましたように正副議長等の対象とする災害は事務局に参集するとなっておりますけど、秦野市の場合は震度6以上、市の対策本部が設置されたときという条件も入っておりますけども、常に議長、副議長は災害が発生したら事務局に集まりなさいということになってますので、その辺りがいかなものかということで、そういうことも今、浦川委員から出ておりました。そういうことで中身については精査を今後していかないといけないと思うんですね。字句的には、私の気付きで申し上げておきたいと思いますが、一番上の「長与町議会災害時」という「時」は要らないと思います。それから次の区分の「対象災害等」としてありますが「災害発生」で「等」は要らない。それから次の次、「災害等」の「等」は要らない。それと冒頭に出ました4段目の「災害等対策会議」は「対策会議」でいいんじゃないかというような気付きがあります。ほかに皆さん方から何か気付きがあれば。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

いや、どう進めるかですね。もう文章の訂正に入るのかどうか。さっきは「今後必要ですね」と委員長は言われたので、今日はその文章を整理していくのか、それであればそういう議論にさせていただきたいと。どう進めていくのか、今後っていうのは次もこういうのを、また全体精査しますよというふうになるのか。恐らく文章の表現だとか、議長、副議長の事務局への参集だとかっていうところも議論しないとイケないと思うので、どのように進めていかれるのか、ちょっとそこを確認させていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

この字句の訂正の前に私、これを入れるということが大勢でしたねということを確認しましたけど、中身の2段目の議長、副議長の面も懸案事項としてありますよと。だから当然中身の精査をしていかないといけないということを申し上げたわけです。その次に今、気付きとしては字句的には4か所ありますということで、別に皆さん方が字句の訂正等があれば今申し上げてくださいという意味だったので、今後については先程言いますように、議長、副議長の行動が果たして現実に合うのかどうか、何かあれば事務局に集まらないといけないと秦野市の場合は震度6以上と限定しておりますので、その辺りの議論から現実に合うようなものに変えていかないといけないということについては、今日では終わりませんでしょうから今後議論が必要ですねと申し上げたわけです。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

できれば今日読ませていただいて気付いたものがあれば、発言だけでもさせていただいて考えていただければと思うんですが、先程の正副議長の参集の部分の記述ですね。

それと一番下の災害が会議時間外に発生した場合のところの横の記述なんですが、2行目の対策会議の議員はどうしなければならないというのが書いてあって、その先にその他の議員はということが書いてあるんですが、この要綱と合わせれば「対策会議は議員全員をもって組織する」と書かれてありますので「その他の議員」はもう居ないわけですよ。だから「その他の議員は」から以降は、私はもう書かなくていいんじゃないのかなと今ここの読みながら感じているんですが。それと「対策会議の議員は」ということのと、事務局への安否の報告を行うとともに、安否の報告はできるとしても、参集し対策会議の任務に当たる。これほとんど参集しておりませんので、こういう記述がどうなのかということも含めて議論をしていただければと思いますが。

○委員長（岩永政則委員）

今、浦川委員からありました上から2段目の議論を続けたいというふうに思います。正副議長、指名職員参集のところの、対象とする災害時または町本部設置時は、事務局へ議長、副議長は参集をするということについて、これでいいのか、この辺りを若干議論したいというふうに思いますが、こうした方が良いという案がありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

「設置時は」のあとに「必要に応じ」ということを入れていただければ、もう議長、副議長の判断で参集するということになるのかなとは思っているんですが。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

13時15分まで休憩をいたします。

（休憩 12時02分～13時14分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。いろいろ意見が出ておりましたけども金子委員から提示、提案されましたマニュアル案について最終的な整理をしたいと思いますので、注意深くよく見て御指摘をいただければと思います。まず第1点、一番上の表題「長与町議会災害時等」とありますが、この「時」を削除したいと思います。それから表題の次にあります区分、「議長・副議長」「事務局指名職員」とありますが「事務局指名職員」の「指名」を削除する。それから次に1行目、対象災害等とあります。この欄の次

の議長・副議長欄、最後にあります「その救出・救護を行う」を「可能な支援を行う」に訂正。それから次の事務局職員欄の括弧書きを全部抹消。それから議員の欄、議会運営委員長、各常任委員長、それから議員の欄の1段目最後にあります「被災者がいる場合にはその搬出・救護を行う」を「可能な支援を行う」に訂正。それから2段目、「正副議長・指名職員参集」の「指名」を抹消。それから次の欄、「対象とする災害時、または町本部設置時は」ここに「必要に応じ」の字句を挿入して「必要に応じ事務局へ参集する」とする。次の事務局職員の欄との間の二重線を抹消して、この欄にある「対象とする」から「事務局へ参集する」まで全部を抹消する。それから次の欄、災害等対策会議設置の次の議長・副議長欄の一番下の「指名職員」の「指名」を抹消、それから次の欄、情報収集の欄の右の文言「議長は、議員および町本部から災害情報」とありますが「災害等の情報」ですね。「等の」を挿入するということ。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それではちょっと遡りまして3段目の「災害等対策会議の設置」の「災害等」を抹消します。遡りまして3段目の議長・副議長欄、並びに委員長欄の中の「議長は、災害等」云々とあるのが「災害等」を抹消する。その下の下「災害等対策会議」を「対策会議」に訂正。「災害等」を抹消します。それから右の方の1行目、「議員は、議長から災害等」の「災害等」を抹消する。それから情報収集・提供欄は、先程言いましたように「災害等の」の「等の」を入れる。それからその欄の一番右の方の一番最後、「災害等対策会議」の「災害等」を抹消するということで、「対策会議」に訂正する。それから同じ欄の2行目、「把握した地域の災害情報等を」、これは一緒のことなので「など」を削除する。それから重要案件の協議の中で「議長は、災害等の状況により」云々というところのあとに「副議長」を挿入する。「副議長、議会運営委員会委員長」とするということです。そしたらもう1回言います。「議長は、議員および町本部から災害等の情報を収集し、双方に連絡する」ということ。それから次の欄、2行目、「把握した地域の災害等の情報等を」、等の等となりますね。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。情報収集・提供欄の最後の枠をもう1回読んで訂正させていただきます。「議員は、地域における救護・復旧活動等への協力を通して、把握した地域の災害等の情報を対策会議に報告する。」以上のように訂正することといたします。それから重要案件のところは、先程言いましたとおり副議長を議会運営委員会の前に入れるということ。それから下に二重線で縦横ありますが、その線と中にある参集の求めが云々の字句を全部抹消ということで、両方にまたがるということでござい

ます。それから一番最後、災害が会議時間外に発生した場合のところの欄を読み上げます。1行目はそのまま訂正なし。2行目「対策会議の議員は」は「議員は」に訂正です。それから事務局へ安否の報告を行うとともに「参集し」というのを抹消です。対策会議の任務に当たる。それからその他から次の行まで全部抹消する。それから一番最後の頭、現在「災害が町内にいないとき」という表現を、「議員が町内にいないとき災害が発生した場合は」ということに訂正したいと思います。何か別にございませんか。

事務局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

今の委員長の発言で皆さん了解されたと思うんですが、その前提で一番上の段を見ていただいて、右側に議運長と議員って分けてありますけども、先程5段目の二重を消したことによって、ここも議員でいいんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

今の事務局長の提案は、一番上に2つに分かれて委員長と議員がありましたので、下の方の5段目の重要案件のところも2つに分かれてあったんですけども、これを抹消しましたので、上は議員1本でいいんじゃないかということですが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは一番上の欄の議会運営委員会委員長と各常任委員会の委員長を抹消し、真ん中にある二重線を、縦線を抹消して、ここは議員だけにしたいと思います。

ほかにございませんか。ないようでしたら、このように決定をさせていただきました。いいですか、異議ありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

下の段の発生時期においては、行動基準で議長、委員長となって、右の方が議員ですけど、副議長が議員の中でもう入ることになれば、おかしいんじゃないかっていう異議というか、副議長の表現がちょっと、そういうことを言わせてもらいました。

○委員長（岩永政則委員）

今の吉岡委員の疑義は、言われたとおり発生時期に応じた行動基準の中に議長、委員長とあるのに副議長の表現がないがどうかという疑義ですけど、皆さんどうでしょうか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

やはり明確にしておいた方が、曖昧さは極力残さない方が良いので。議長、副議長、委員長と入れた方が、私はもう、あとあと疑問も出てこないんじゃないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方どうでしょう。議長、委員長とある横に縦線がありますよね。そして議員になってますよね。この縦線を一番上の議長・副議長の欄に3段目まで縦線がありますね。これに合わせて縦線を持ってくると、議長、副議長、委員長が当てはまるということに

もなるんですけども、今のように議長、副議長と入れても明確になるんですけどね。上に線があるから合わせてしてもいいし、入れるようにしましょうか。皆さんどうですか。
吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

線を入れるということなのか、副議長の名前を入れるということなのか、どちらの方を入れるという表現で今されたのか、ちょっとそこの確認をお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

今、言いますように議長、副議長、委員長ということにしたらどうでしょうという意味でございます。それでは「発生時に応じた行動基準」のところの次の枠に「議長・副議長・委員長」ということに訂正をお願いしたいと思います。ほかに気付きがあれば。
河野委員。

○委員（河野龍二委員）

おおよそ、まとまりかけて大変申し訳ないんですけども、要綱の組織のところ「役員会」の名称が入っているんですよ。それがこのマニュアルには全く出てこないのをどうするかなと、私もちょっとそのままでいいのかなというふうな思いもあるんですけど、ちょっと指摘されたら何て答えればいいのか分からないもので、だからまとまりかけているのに今更言うのが申し訳ないんですけども、このままでいいかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

確かに今の修正マニュアル案には出てこないんですが、1枚前のフロー図の中には出てくるわけですよ。だから、そういうことで見えるんじゃないかなと思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。一応、要綱が正でございますので、それで何ら不足的なものが必要でなければ、マニュアルにも入れる必要はないんですが、ただ、このマニュアルのフロー図の中にもいろいろ書いてあるものが今、審議をいただいたものにも二重に入っているところもいっぱいあるので、入れてもいいかなと思うんですが、いいですね。
浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

元々からあったフロー図と行動マニュアル案になってるんですよ。一番上の長与町議会災害行動マニュアルはフロー図の下に付くとするならば、ここの頭は要らないんじゃないかと思うし、括弧書きのフロー図もフロー図なんで、行動マニュアルで、もうまとめて2枚付けるという形にした方がすっきりするんじゃないかなと思いますけど。

○委員長（岩永政則委員）

今までの要綱の下についておりました行動マニュアル（フロー図）という表現ですね。今回は行動マニュアル（案）としてありますが、この（フロー図）を消したらどうかと

ということなのですが、このマニュアルが1か2か区分をした方が良いかもしれないなど直感はしたんですけども、前のものを1にして、それで2にこの行動マニュアル、2として区分をしていた方が良いかもしれないと感じたんですが、どうでしょうか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

マニュアルが1も、2もあるよりも、こういうマニュアルが続けてあるんだという形にした方が良いのかなと思ってますので、私はマニュアルとして2枚重ねて示す方が良いのかなと思ってんですけども。

○委員長（岩永政則委員）

それでは前のフロー図を抹消して、今まで審議をいただいた（案）を抹消していただければと思います。いいでしょうか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今の委員長の提案は、今現在使用中のフロー図を除くという案で言われたわけですか。だからこれ1枚だけになるということ。そのフロー図という、今までしてる分は残すということでしょ。残しながらいくということですね。このフロー図の中で右の方の「災害等対策会議」、ここなんかの言葉を訂正していかないといけないですね。この中もですね。そして残していくということですね。そういうことになるわけですね。

○委員長（岩永政則委員）

1点目のこの2枚を1枚にするという意味ではなくて、ここのフロー図という文字を抹消してくださいと、まずですね。それからこれは私が訂正していたと思うんですが、今、気付いているのは「長与町議会災害時」は「時」は違いますので、これは抹消しないといけないと思うんですよ。これは気付きですね、今から皆さんに聞きますけども、それと「災害対策会議」とありますが「災害等対策会議」という「等」がいるんですね。その辺りの整理は、今からまた気付きがあれば出していただければというふうに思います。ただ、今、訂正をいただきましたこれにつきましては、別に無いようでしたらこれでもう確定的にしたいと思いますので、異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは先程ちょっと吉岡委員からもありましたように、このフロー図の方、今、字句は消しましたが、ここで整合が取れない部分のものがあると思いますので、ほかに皆さんからごさいませんか。対策要綱を見ながら御指摘なりをいただければと思います。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

先程の「以下対策会議」とか「以下町本部」という要綱の文言を重視するのであれば、まず矢印の中が町本部で対策会議、この四角の中の長与町災害対策本部とか、インフル

エンザ等の本部名で、長与町議会災害等対策会議というのは名称に当たるので、ここはそのままの名称で、あとは要綱に倣って「町本部」、「対策本部」ってした方が良いのではないかなと思ったんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

今の金子委員の御指摘は、まず四角の中に囲んであります左側の方は長与町災害対策本部という正式な名称を打ってあるわけですね。それで右の方の四角の一番上は正式な名称を打つということで「長与町議会災害等対策会議」という正式名称をここでは謳っております。その下に四角書きで2段あります、ここを対策会議に変えたらどうかということは、もう皆さん方の意見で、ただ、先程言いましたところは正式名称を使わせていただいているということで御理解いただけると思うんですね。したがって、右の議会の方の小さい四角で囲った災害対策会議の構成とか、下の災害等対策会議の所掌事務、ここを対策会議にしたらどうかという意見ですね。皆さんどうですか。省略しましょうか。そうすれば「災害」をとっていただければと思います。ほかにないですか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

多分、吉岡委員はそれを言われたと思うんですけども、例えば左の長与町災害対策本部の下に「災害対策本部」という文言があるわけですね。これは先程言われた「町本部」に変わると思うんですけども、ここはもう、そのまま設置基準でいいんじゃないかなって気がするんですよ。そうすると下もインフルエンザ等対策本部となって、ここも町本部の設置基準という形になるんで、上に題があるんで、わざわざここでもう1回言わなくても「設置基準」から始まっていいんじゃないかなと、2つともですね。そうすると災害対策本部設置基準、下も対策本部設置基準という形になるんで、設置基準から始まったらいいんじゃないかなと思いました。それとあと右側の議会災害対策会議の中で、ここはもう対策会議に全部するというので、先程の表からすると、やっぱりここも「議員からの災害等の情報」というのを入れた方が良いでしょう。右側の下の対策会議の所掌事務となっておりますよね。2番目と3番目、災害等の情報を収集し、先程こっちで災害等のというふうに入れたんで、下もう1枚の表のところで「災害等の情報を収集し」、その下も「災害等の情報収集し」とした方が、「町本部からの災害等の情報を収集し、議員に情報提供等を行うこと」、ここの「等」は要らないんじゃないかなって気がしますが、ちょっとそこだけ気付きました。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

今、河野委員から長与町災害対策本部のところの黒の括弧書きの「災害対策本部」というのは要らないんじゃないかという御提案が1つと、右の方の「災害」というのと、「災害等」というのを2か所入れて、1か所は「など」を削除したらどうかという御提案があったんですが、はっきり言いまして前回の審議をいただいたときもそうなんです、秦野市のものをそのまま打ち替えたただけのことでございましたので、若干違う解

釈も出てくるかもしれませんが、事務局は何か事務的には問題ないんですか。

富永局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

今の河野委員の意見で「災害情報を収集し」というところに「等の」ということでありましたが、基本的には設置要綱からそのまま持ってきてますので、それを変えるとなると設置要綱もいじらないといけない形になるのではないかと考えます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

どうですか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

長与町災害対策本部の欄と長与町議会災害対策会議の方の欄があって、同列に並べるとすれば「災害対策本部」を消すという案なんですけど、要綱から引っ張ってくれば町本部の設置基準にして、議会の方は対策会議の構成及び参集基準というような形にした方が要綱との並びから見たら同じような書き方になるのかなと思うんですけども。町の方の「災害対策本部の」を消すのであれば、議会の方も「対策会議の」まで消す。一番頭に書いてあるという理由で消すのであれば「災害対策会議の」までやっぱり消すべきではないか、どちらかに統一をされた方が良いのかなあという感じはしておりますが。

○委員長（岩永政則委員）

ちょっと戻って申し訳ないんですが、河野委員の右の議会の方の四角で小さく囲ってある「災害等対策会議の所掌事務」は「災害等」を削るわけですが、その下の「災害等の情報収集」については事務局長が申しあげました所掌事務から持ってきているということで御理解いただくということにしたいと思いますが、いいでしょうか。それと丸の3番目、「町本部から災害情報を収集し、議員に情報提供等すること」と「等」がありますけども、河野委員からこれは要らないんじゃないかという提案がありますとおおり、要綱の方も「等」ありませんので抹消すると、フロー図の中の「等」は抹消するという事で、事務局いいですね。そうしてください。それから今、浦川委員からありました町の災害対策本部という2か所がありますが、議会の方は対策会議になってるんですね。したがって「災害」を議会の方を消しましたので、町の方の左の枠内の「災害」だけ削れば整合性とれるということになると思います。要するに本部か、会議かの違いで同じように対策会議というのは残せばいいんじゃないかなあということで、「災害」だけを消すということで皆さんいかがでしょうか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、「いいですか」ってなったんですけど、町の方はあくまでも町の言葉でしょ。それを我々が勝手に消せるんですか。ちょっとそここの疑問点があったもんだから、これはあくまでも便宜的に町の方の分を我々のために示してくれた言葉じゃないかと思

うんですけれども、それを我々の方でできるのか疑問だったもんだからお尋ねします。

○委員長（岩永政則委員）

これは秦野市のものを丸抱えでしてきて、そこは市になってるわけですね。それを長与町に打ち替えただけなんです。それで何ら長与町の要綱とかから引き出してきて作ったものではないわけで、ただ一番上には長与町災害対策本部、右の方にも長与町議会災害等対策会議という正式名称を謳っておりますから、「災害」を消しても何ら問題はないだろうというふうに思いますけど。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私が言うのは、この大きい四角の一番頭に「長与町災害対策本部」、そして「長与町議会災害対策会議」というのが一番大きく頭に示してあるわけですね。それを長与町の方は「災害対策本部」というのを消しましょうということが提案がされたわけですね。一番頭にあるから「災害対策本部」を消したらどうかという提案がされたわけですよ。そうであるならば「長与町議会災害対策会議」というのが一番頭に示してありますので、同等に並べるなら削っていいんじゃないか申し上げてるんですよ。それだけのことです。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。それではフロー図の方、消しましたけども、こちらの方も訂正をいただきました。したがって金子委員から提案があったものも一応意思疎通がなされたので、これをもって最終の議会運営委員会の原案ということで確定をしたいというふうに思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

せっかくできたわけですので、今度はなかなか細かいことまでは書けないと思いますので細則とか、実施要綱とか、議長が別に定めるということになってますので、できたらそういうところまで入って行って、今日は時間的に無理だと思いますけれども、今後検討してってもらえればと思いますけど、どうでしょうか。よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

先程、吉岡委員から質問があって、別に定めることについては、課長から今のところありませんという答弁でしたので、あと、この要綱が施行日を今からどうするかになっていくんですけれども、施行日が決定すればそれを受けて別に定めるものは定めると要綱が通ったわけですから、してあるんですから、何か必要なものがあれば別に定めると、

議長が定めるということになりますので、その点しばらくお待ちをいただいて、必要に応じて定めていくだろうと、これは議長と事務局の問題になっていきますので、それで当面確定をいたしましたけども、議長、全員協議会が近々あるようなことはないですか。

○議長（山口憲一郎議員）

今のところは検討はしておりませんので、今はっきりしたことは分かりません。

○委員長（岩永政則委員）

お聞きのとおり今のところはないようですので、ただ災害の時期でございますので、一応その全協に諮った方が良くというふうに思うんです。かと言って、決して現在の災害対策要綱で抜け道があつて、どうにも対応できないということではないわけでございますので、しばらく動向を見て全協があるときに報告を申し上げて、そして確定をしていきたいというふうに思うんですが、それでいいでしょうか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それで私も構わないんですけども、事前に今日討議した資料を議員の皆さんに渡して、全協で意見を寄せてくださいとなると、またそこから時間がかかる形になるので、できれば今度の全協があるときには、もう事前に渡した資料で良いか悪いかと、その中で意見をもらつてというふうな、すぐ施行するような形を取るような形を取った方が良くんじゃないかなと思うんですけども、可能であればそうしていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

全協が近々ありませんので、ファクスあるいはラックに入れておきますよというようなファクスを流していただいて、何かの形で早めに議員の皆さん方に提供した方が良くんじゃないかなと思つてお聞きしようと思つていたんですが、皆さんどうでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、委員長の提案があつたんですが、恐らくここ以外のメンバーの方たちの議会だよりの広報常任委員会が開催をされるはずですので、キャビネットに入れて取つてくださいつて形にしとけば十分伝えることができるんじゃないかなというふうに思いますが。

○委員長（岩永政則委員）

そうですね。そしたら整理ができ次第ラックに入れて、事務局から議運以外の人には、そういう時期がきたらお知らせを口頭でしていただくということになると思うんですが、事務局は大変でしょうけども、整理をしていただいてよろしくお願ひしたいと思います。ちょっと35分まで休憩します。

（休憩 14時27分～14時40分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。冒頭に申し上げておりました、今、配布をいた

だきましたけども、1つは予算決算議案の本会議における質疑等についてということで、もう既に6月議会で行ってまいりましたので、それも含めてちょっと整理してみました。今度9月の例えば決算が出ますけども、その場合にどうするというを若干、検討をしてもらいたいとある議員から話があつておりましたものですから、それらを含めてもうごく簡単に整理してみたんですが、本会議における質疑、まず第1点は、予算決算の分割付託による審査に伴い、質疑は所属に属さない事項について可とすると。例えば本会議の提案が初日になされます。それで4日後に質疑をして、付託しますね。そういう場合に、例えば総務厚生の方は産業の分割の部分については質疑をしていいということと、産業の方は総務の所管の分については本会議での質疑はいいということで、今まで慣例でそういう形でしておりましたので、1つは確認したいと思うんです。

問題は2点目なんですが、例えば予算なら予算に対して、当初予算にしましても、決算にしても、補正にしても、1人で5、6点とか、7、8点質問をして、それでそれに対する回答もらって、また再度3回まで質問がいいわけですから、そうすると非常に長くなって15人おるわけですから、あまりこう1人だけが何点も占有しますと時間が非常にロスになるということもあろうと思うんですが、制限もどうかと思いつつも質疑については3点ぐらいに留めて、そして回数は従来どおり3回、会議規則にもありますように、基準にもありますか、これはもう従来どおりなんですが、そういうことに申し合わせしたらどうだろうかということが2点目です。

それから3点目、質疑については最初、これが例えば決算が9月に出たとしますと、分割付託をされる予定の分割表がありますので、その質疑の順序を決めるべきじゃないかというような意見がありました。そういうこともあつて最初に総務厚生常任委員会の所管から質疑を行って、それで質疑の終了をもって、次に産業文教の方の所管に質疑を受けると行うというような順序でしたらどうかということでございます。

それから4点目については、この前、したとおり最終本会議において委員長報告については、最初に総務厚生常任委員会、報告をして質疑を受けて自席に戻って、次に産業文教常任委員長が登壇して報告をして質疑を受けるとのこと。これはもうしてきたものを書いております。したがって、ここで一番焦点になるのが2点目になるんじゃないかなということで御提案申し上げ、御意見を伺いたいと思います。何かございましたら。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

新しいのが2番目の3点までとする、ここですけど、ちょっと少ないのでせめて5点ぐらいまではあつてもいいんじゃないかという気がします。やっぱり聞きたいことがある場合が結構ありますので3点はちょっと少ない気がしますけど、どこでこういう3点が出たのかちょっと私も分かりませんが、制限するならば5点ぐらいあつてもいいんじゃないかという気がしますけど、私の意見としてですね、よろしく願います。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私はもう、質疑は制限をすべきではないと思います。やはり議会基本条例なんかでもいろんな活発な議論をすることで争点も明らかになっていくとしてますので、さっき吉岡委員が言われたように3点というのが何を根拠に3点なのかというのもよく分からない。時間がかかると、時間は私はかかっても良いと思うんです。それがもう会議の本来の時間が長くかかるから何とか短くしようというのは良くないと思いますので、回数は3回というのが、これまでもそこはルールとしてあったので、質疑項目を3点までにするっていうのは、やっぱりすべきではないと思います。それとこの3点目の質疑もここ分けるのもどうかなって、これまでに、質疑までには配分表はできてはいるんですか。これも別に分けなくても私はどちらでも良いんじゃないかなというふうな気がします。所管は議場の中にいるわけですから、どちらから質問しても十分答えられると思うし、ここも別にこれを設けないとうまくいかないということはないというふうに思いますんで、4点目についてはこれで全然大丈夫だと思いますけども、一応、2と3については、わざわざこういうことを設ける必要はないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この提案をいただきまして、私ももうこの1人3点までというのは無い方が良いんじゃないかというふうに思います。その理由はやっぱり基本条例の中で議員というのは、適切な判断と責任ある活動を行うためにいろんなことをしないといけないと書いてあるので、やっぱりそのためには場合によってはちょっと時間はかかっても聞く可能性というのはあるので、そこを制限するというのはやっぱり良くないんじゃないかと思うので、この3点までというのは、なかなか了とし難いというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

3番に関しては、まず、質疑は別々に分ける必要はないかなと思います。2点目の1人3点まで、この3点というところの3の根拠はちょっと分からないですけど、議論する場なので質疑はあって当然ということは分かりはするんですけど、あまりにもお1人の方が、前例を言うと一度17項目の質疑をして、その方の3回の質疑が終わるのに45分という時間がかかったということがあったんですけど、取りあえずは簡潔簡明というのと、それと要望、意見を入れないとか、そういうところが今ちょっと崩れている部分もあるのではないかなって、自分の本会議での質疑というのは、本当は質疑に徹する

というところが基本だというふうに私は教えていただいた気がするんですが、今の質疑の内容というのは、個人的な意見を多く述べた上での質疑というのが多いような感じがするので、そこがきちとなされているのであれば、この3回までの回数の中で質疑はある程度認められても大丈夫だけど、気持ちが入ることでまず長くなっているというところがあるので、そこはやっぱり質疑に徹するっていうところは、やっぱりいくら何でも守るべきところじゃないのかなとちょっと最近感じているんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

分かりました。ほかに。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私2番目の3点までは、ほかの方も言われておりましたけども、今回、一般会計予算の件で言いますと、今回みたいに補正に関してはそんなに審査範囲も大きくないのかなと思うんですが、やっぱり当初予算とか、決算になりますと、かなりのボリュームで審査する項目がある中で、その中で何点か選んでというのは、疑問を持った者にはやっぱり全部できるような体制は確保すべきだと思いますし、ただ、回数が3回までというのはルールとして今までも確立がされておりましたので、ここは守っていただくということで、点数の制限はしない方が良くないかなと思っております。それと3番目についても、分ければ質問の順番が整理できるような感じもするんですけど、執行側からすれば今までと何ら変わることはないと思うんですよ。受けて答弁する側からすればですね。だからここは別に仕分けをする必要はないのかなあという感じはしております。

それと私、今回言いたいのは、この2番目にちょっと類する話なんですけど、一般質問において例えば所信表明に関することなんていうことの項目を1点あげられて、その下にずらっと何問も、こっちの方をもう少し基準をきちんと明確にしていだけないのかなと。例えば町全般についてというような大きな項目1つ書いて、何項目も質問をできるわけですよね、それを認めれば。だから一般質問の3点まで、ここを明確に厳しく見ていだけないかなと思って、そこは要請をしたいなというふうに思っているんですが。

○委員長（岩永政則委員）

質疑、意見を出していただきましたけども、2点目について特に1人3点ということについては疑義があるようでございますので、この点は従来どおり取り扱うようにした方が皆さんの意見のようでございますので、従来どおりとして質疑の点数については、もう皆さん方承知のように一般会計の予算決算については、総務文教常任委員会従来の一括がばっと付託をしておりましたから、これで全部審査をしていたんですね。それを今回はほぼ2分の1に分けたわけですから、それぞれかなり軽減をされると審査の時間については、しかしそれと相まって全部するよりは分けておるわけですから、質問の数も若干比例して少なくなるのかなという感じもしないんですけども、皆さん方の意見はそうでもないようでございますので、点数については従来どおり、3回につ

いてはもうルールがございますので、回数は従来どおりということでいいでしょうか。

それからこの点、事務局長どうなんですか。決算とか、予算がばっと出ますよね、今度は分割付託になりますので、最初に例えば総務なら総務の質疑を受けて、あとで産業なら産業を受けるというような整理の仕方は、分割表はあるわけですから、そういう整理をした質疑がいいのかなという意見もあって、今日意見を聞こうということで出したんですけども、事務局的にはどうなんでしょう。聞いておりませんでしたけども。

○議会事務局長（富永正彦君）

この資料も事務局はここで初見でございますので何とも言えませんが、基本的にはこれまでの運用については、自分の所管委員会、付託を受ける所管委員会に対する質疑は、委員会審査で十分やれるので、議場での質疑は、自分以外の委員会所管分について質疑をメインでやりましょうということで、基準の方もそうなっております。ですから各議員がそこを踏まえて議場で質疑をしていただければ、特に総務の分を先に質疑しますとか分けなくても特に問題はないと思っています。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

大体皆さん方の意見も分けなくてもいいというような意見も多かったようでございますけども、この点は従来どおりやりましょうか。それから1と4についてはもう、これも従来どおり、前回6月もそのとおりにしてまいりましたので、確認の意味でしておりますので、そういうことで2については、点数については従来どおりということで、3回まではこれも慣例ですね、そういうことで3点目については、ここを分ける必要はないだろうということで決定したいというふうに思います。いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をしたいと思います。

次に、一番最初に私の方から提示をいたしました審議事項について口頭説明をしていたんですけど、途中でよかったら配布をということで配布をさせていただきましたが、その後、堤委員から順序をつけて審議をした方が良くないかという意見もあっておりましたので、今日どうしようかということを一足決めていただければというふうに思っているんですが、1点目の分割付託の具体についてというのは終了をいたしました。それから2点目のパーテーションの設置についても終わりました。3点目の基準の見直しについて、今回の委員会条例の改正に伴って基準を見直さなければいけない部分があります。これは事務局長をして整理をして正式議題として出すようにしたいと思っておりますので、これが1つ。災害対策については今日でほぼ終了をいたしましたので、最終決着は次の全協になると思うんですけども、議会運営委員会としては、審議はほぼ終了したということでございます。それからタブレット、それから個人研修、それと一人一役の見直し、それとここにありますその他の町長の諮問機関のあれとか、報酬を受ける団体のもの、それとこの前、最初にこれに追加していただいたのが、基本条例の改正が必要じゃないかと堤委員から話が出ていたんですけど、この中身についてはまだ精査を

いたしておりません、聞いておりませんので、そういうこと等もございました。それから Facebook の件について協議したらどうかというような意見が出ておりましたので、その辺りを今後共有していきたいというふうに思っているんですが、順序よくした方が良いんじゃないかとございましたけども、何か良い提案はございませんでしょうか。

それとタブレットについては局長とも話したんですけども、来年度から執行側が場合によっては実際の実務に入るかもしれないという、そういう話を局長ともしているんですけども、その動向がどこでどういう形で動いていくのか、その辺りが例えば真っ先にこれをやりましょうと決めたにしても、私どもだけの問題では通らないような感じもしますので、この点は時期が失しないような時期、あまり遅れないようにする時期もあると思うんですね。早々にして勉強をどんどんしながら、それで町の動きは動き出したらその情報を掴んでいくというやり方もあると思うんですね。そういうことが一つこのタブレットでは言えるんですが、ほかについてはもうこの議運でどんどんしていけばいいわけで、そういう状況にあらうと思います。何を先にした方がいいでしょうね。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

なかなか難しいかもしれませんが、一定同時進行的に進めていっていいんじゃないかな。なかなかすぐ解決できる問題というの、あるのかどうか分からないですけど、基準の見直しについては、一定事務局からいろいろ提案をしていただいて、その資料に基づいて検討していくということだと思いますので、まずその資料ができてからだというふうに思うんですね。タブレット導入は今、委員長から町の動きがあるみたいな話ですけど、私はこれはもう議会が優先してやっていいと思うんですね。あとは予算の問題でしょうから、町がタブレットを導入するのを待ってからじゃなくて、議会は議会としてタブレット導入をしようという動きを出して、私は全然構わないんじゃないかなと思いますので、この分については、それこそ私も前回でしたか、この1年ぐらいで結論を出すような形の方向性で審査をしていただきたいと思います。あと個人研修にしてもできれば同時進行的な形でやれたらどうか。あと基本条例の見直しについては、また議員の皆さんにアンケートを取るべきかなと、前回はアンケートを取ってますので、そのアンケートに基づいてどこをどう見直すかってならならないと、ここで何が課題ですかだとか、どこが変えた方がいいですかというふうになっても、なかなか難しいところだと思いますので、まず、そこをやるべきかなというふうに思います。ですので、ちょっとまとまってないですけども、議会運営の基準の見直しとタブレット導入と個人研修については、もう同時進行で進めていただきたいというふうに思います。あと一人一役については、それこそもう次期の改選前で、もう今さら途中で変えても何も変わらないんで、次期の改選前ぐらいの時間で解決できるような形でしていただければというふうに思います。以上、そういう形でお願いできればと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方、御意見ございませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

5番のタブレット導入というところなんですけど、5月14日に議論がされたときにも申し上げたんですが情報通信、いわゆるICTの議会での活用というのが本来目的じゃないかなというふうに思っていて、その手段の1つがタブレットなので、1つは情報通信の活用という点で、要するに無線LAN、Wi-Fiを4階の例えば全協室とか、委員会室とか、そういった所に引くことが予算的に可能なのか、どうなのかの調査等も同時に進めて、もし大きな費用負担にならないようだったら、そういうのも進めた方が議員の資質向上というか、そういうICTの活用に関に役に立つんじゃないかと思うので、できればその辺りが検討できないのか、協議できないのかっていうのが1つと、6番の個人研修の実施ともちょっと関係するんですけども、金子委員からも議会改革の先生辺りが直接来てもらうか、もしくはインターネットを介して研修ができないかという意見もあってますし、議会事務局の方から要望が出されたときに、私も自分なりにこういったことを研修したらどうかというのを上げて、結局これがどこで決まるのか、議会運営委員会の所掌なのか分からないけども宙ぶらりんになって、議員の研修がコロナの関係もあってできないんだけど、そういった先生が来てもらえる条件があるんだったら議会改革なり、そういった研修というのも進めていくべきじゃないかなと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

5番のタブレット導入ですが、私も是非導入していただきたいという立場なんですけども、中にはやっぱり反対なんだという方も確かいらしたと思うんですよ。だから議会の中で十分、議会の最終案でやるのか、やらないかをしっかり皆さん全員で決めていただいて、そしてやるんだという方向になったのを確認してやっぱりきちんと取り組んでいくべきじゃないのかなと、そこをしっかりとやっていただきたいなと思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにはいいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

タブレットの導入に関しては私も、本来であれば職員のタブレット導入云々関係なく、議会独自として単体としてもう進めていただきたいなと思ってます。個人研修の実施に関して堤委員がおっしゃったように今、コロナ禍でリモートでの研修というのが多くて、前回コロナ禍だったものですから研修が一旦流れた状態になって、相手側からの提案というのは、リモートでズーム会議とかそういうものを使ってということだったんですが、

実際にその環境がまず長与町議会には整っていないというのと、じゃあ個人に任せて各議員が家なり役場に持ってくるなりして参加していただきと言っても、同じ条件で会議の中で研修を受けることができないということを諸々考えると、今後このコロナがどういうふうになるかは分からないんですけど、リモート会議とかそういうものを考えてもやっぱりこのタブレット導入に関しては早めに進めていって、いろんなものに活用できるということを念頭に皆さんにおっしゃるようにお聞きして、それでよしとなったら、ちょっとほかの議員から言われたのが、今までタブレット導入に関して反対の方がいるから進まないっていうのがずっと続いていたので、反対があるから云々ではなくて反対者の方にも扱う、扱わないは別として、どういうデメリットがあるのか反対者の方の御意見も聞きながら、やっぱりもう今の時代しっかりと進めていただきたいなと思います。

個人研修の実施ですけど今、委員会において研修に行くというのがなかなか厳しい状況なので数人で、会派というのが無いので何とも言えないんですけども、個人的に研修が受けられる状況であればそちらの方への派遣っていうか、そういうのもちょっと拡大した感じで考えていただきたいなっていうのがあります。一人一役は、議会の中で申し合わせとか、運営基準、その中に入っているこの一人一役も大事ですけども、以前からしてこの一人一役が崩れた部分、そして初めてのときに提案をさせていただきましたけれども、補助を受けている団体の会長とか、理事とか、そういう役職についているところ、議員としてそこをどういうふうにすればいいのか。例えば今回の大津市議会のBCPの中には、消防団長ですとか、分団長、そして議員っていうのは、自主防災組織とか、自主防災会とか、そういうものに関して役割的に重なるところがあるべきではないというふうに明確に決めている所もあれば、もう奈良市議会のように自治会長すら議員はしてはいけないという所もあるし、時津町も実際にもう自治会長以上のものはしないというふうに何か申し合わせみたいな感じになっている。だからこれもある程度重ねながらやっていけるのであれば、そう簡単に解決できるような事項ではないと思うので、並行して何か解決するようであればもう次にもうすぐ繋がるように、資料集め等とかもやっていただけたらありがたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

大体全員の発言がありましたけども、基準の見直しは事務局長、どのくらい時間が要りますか、そうかからないでしょ。1週間、10日あるいは1か月後にはできますね。基準の見直しについては今、聞かれたようにあまり多くはないですね。そういうことでこの点は皆さん方に提案ができるだろうと思います。

問題はタブレットの取り扱いについて、どういうふうに進めていったらいいのか、この点その順序立ても必要になってくると思うんですね。単純に意見交換だけで終わっては何もならないわけですので、この議会で導入する場合に、どう順序立てて審議をこの議運で進めていったらいいのかというのが、ちょっと私も見えてこないわけなんですよ。必要だと、必要だから審議しましょうと言いながら町の方の動きもまだ見えないわけで、

先程ちょっと触れましたけども、局長の情報でそういうことを申し上げたんですが、かと言って議会でそれを進めていくときに、どういう順序立てで話を進めていったらいいのかというのは非常に見えな部分がありますので、長けた人が何人もおられるますので、例えば2、3人で進める順序立て等について研究をしていただいて、それでそういうものを審議しながら、検討しながら行った方が一番良いのかなと私は個人的に思って、例えば名前を言うてはいけないでしょうけども、堤委員なら堤委員が詳しいので、例えば議会が取り組んでいく順序立てを何か見えるようにしていただければ非常にいいなというようなことを思ったり、例えば小委員会的な2、3人でしていただいて、それで一定1か月なら1か月、2か月ぐらい若干小委員会的なもので検討して、大体こういう順序立てでいけばいいなというものができてくれば、それをもって話を進めていくという手立ての方法もあるんじゃないかなということを考えているんですけども、なかなか見えてこない部分がありまして、申し訳ないんですけども、何か御意見がありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

これは私は簡単にできるものなのかなと思ったんですよ。どうも公式の場では、やる、やらないという議題は上がった記憶はないんですよ。だから、ここはもう議運で、議運の方向性はどうなんだというものを出して、まとまれば全協に諮って、そこでまず進めていきましょうということがまとまらんことは、反対意見とかあるかもしれませんが、そういった中でそこがまとまれば、次どういうものを作って進めていくかというのは、今までが何となく立ち消えになったような感じがしているものですから、やっぱりきちんとした会議にのせて、きちんとした会議ごとにもう結論を出していくということで、最初そういう取り組みをやっぱりしていただけないかなと思っているんですが。

○委員長（岩永政則委員）

何か良い案がございませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今まで嘉麻市だったり、いろんな所に皆さん何らかの形で視察に行って、このタブレットのこの研究はもう十分されてると思うんですよ。それを無駄にしないためにも、私が行ったのは嘉麻市の方に行かせていただきましたけれども、その中でタブレットを導入するに当たって、嘉麻市がどういうふうな順序で最終的にタブレットを導入したかというのは、嘉麻市だけに限らずいろんな所の視察報告書みたいなのを引っ張り出したら、一覧というか、表にできるはずなんですよ。だからもう日々進んでいるので、そのタブレットの導入がどういうふうな難しいのか、簡単なのか分からないけれども、一定の方向性っていうのは、それを見れば計画は立てられるんじゃないかなと思いますけど。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

言われるとおりだと思うんですね。反対する方ももしいらっしゃれば、そういう方たちの意見も聞かないといけないわけですから、いやこれで納得していただけるんじゃないですかという、そういう議論もしながら、そして議会でやりましょうという形にした上で、今後いつを目指すのかとか、そういう形で予算はどうするのかとか、そういう形で決めていくべきだと思いますので、なんでできなかったのかというのが正式な議案に上がらずにやっぱり反対する方がおられるというようなところで、やらない方向で決まっていってるのかなあという感じがしているものですから、是非きちんとした場でやるやらないを決めていただいて進めていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

タブレットを進めていくというのは、そういう方向にもうなっていかなざるを得ないと思うんですが、やっぱり反対というか、慎重意見の方というのは、やはり紙でやることと、デジタルでやることのそれぞれのメリットとデメリットがあるし、今までずっと紙でやってきて、急にもうデジタルしか駄目だよっていうような、もしそうなってもらっても困るぞという意見があるんじゃないかなと思うんですよ。それはもったもなことで、僕ら議員って、そもそも議員としての職責っていうのは紙かデジタルかが目的じゃなくて、やっぱり行政をチェックしたり、いろんな提案をするという仕事がきちっとできるかどうかで、もし私が思ってるのは、まずは併用してみて苦手な人はデジタルも持って紙も両方持って、極端にAかBかを選択するんじゃなくて、試用期間みたいな併用的な期間を設けて、これならいけるねってなればいいんですけども、何かちょっとそういう慎重意見の人の意見を聞いて、その人たちも納得できるようなことは何かというのをやっぱりやっていく。それもやっぱり大事ななというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

かなり意見も出てまいりましたけども、何から先行するか確定的なものは出てないようでございますけども、このタブレットについては私は議長諮問に位置づけていくべきじゃないのかなと感じておまして、議会が先行して現在の議会運営委員会に、通常の議会運営に関わる20～30項目ある項目の中で扱うよりは、やっぱりどういう形でこのタブレットが必要なのか、研究をもう少ししてくださいよというような議長諮問に位置付けて、はっきりその辺りからスタートをしていくべきじゃないのかなという感じは実は持っております、議長、事務局長ともまた今後協議をしていきたいなどは実は思っているんです。冒頭に印刷をしていたのは、いろんなことで意見を聞いたり、あるいは今日までの流れの中で課題になっていたようなものをピックアップして記載をしていたんですけども、このタブレットについては、もう何年か前、腰折れになったような形でそのままになっているということで、現在の議運の中でも先行して研究をしていくべ

きだという主張の方もいらっしゃいますので、十分そういう時期であろうというふうに思いますけども、形としては議長諮問の形にして議長からの諮問を受けて審査をしていくという形を取った方が一番良いのかなという感じを持っておりますので、今後その点は協議をしていきたいと思っておりますけども、先程ありましたように基準等については、あまり手が掛からないと思われまますので、事務局長をして整理をして御提案ができる時期がきたらこの辺りから手を掛けていくべきだろうというふうに考えておりますので、十分皆さん方の意見を踏まえながら、また順序立ててしていきたいというふうに思いますので、今日はこのくらいで止めたいなというふうに思いますが、いいでしょうか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私は8番にある（1）（2）町長の諮問機関の委員就任についてとか、報酬を受ける団体の役員辞退について、こういうものが全国的に、議会の中でこういうものに制限を掛けたりしている、条例を作って制限を掛けたりしているような所もあるように見受けられるんですが、ここら辺の研究をして、先程の防災会議の設置要綱、こういうのも見ますと今も現状、議員の方で自主防災の何か役員か何かをされてる方もいらっしゃると聞くんですが、結局これを要綱に載せれば当然できないわけですよ、どっちかの仕事は。だからそういうのを考えればもう不可能なんですよ。だからそういうものもあって、こういう補助を受ける団体の役職辞任とか、町の諮問機関の委任、こういうのも似たようなものなんで、こういう研究をちょっと早めにしたいなと思って、この改選時期が大体4月ぐらいに年度替わりなんで、じっくり時間をかけて、もう来年の改選時期には間に合うぐらいまでには結論を出すべきだと私も思っているんですよ。「途中でもう辞めてください」ってなかなか言いにくいのかなというのはあるんですけども、だから早め早めにちょっと議論を重ねていければなというふうに感じております。

○委員長（岩永政則委員）

事務局でこの8番の一任について、何か他市町の動向の把握というのをちょっと調査を掛けていただくわけにはいけないでしょうか。もう、できないものはできないわけで、特に民間団体等がどうなのかは分かりませんが、今、浦川委員の発言で、できればそういう調査、県内動向の調査を踏まえてみて、そして研究を手を掛けていったらというふうに副委員長、そういうことで調査をまずしていただきましょうか。いいでしょうか、事務局でお願いをしたいというふうに思います。それではほかにございませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、話が出ておりました諮問機関の委員の辞任とか、役職の辞任の件ですけども、これ調査するのと同時に確かに弊害がある、やっぱり議員をすることと、こういう役職にいるっていうことにどういう問題があるんだっていうことを作っておかないと、表題だけ見て何のためなのかっていうものがないといけないと思うので、その辺りも少し議論

をした方がいいのかなあというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

それでは次回の会をいつ頃というのは、皆さんどう思われますか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前を閉じて委員会を行います。それでは次回を6月30日の9時半としまして、本日はこれもちまして終了いたします。お疲れさまでした。

（閉会 15時34分）